高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2022 山口県チャンピオンリーグ大会要項

- 1 目 的 (一社)山口県サッカー協会は、山口県サッカー界の将来を担うユース(15歳以下) の少年たちのより一層のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的 とし、3種年代の加盟チームのすべてが参加できる大会として、本大会を実施する。 さらに、レベルの拮抗したリーグ戦をM-T-Mメソッドに基づき、長期間を通して 行う。
- 2 名 称 高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2022 山口県チャンピオンリーグ
- 3 主 催 (一社)山口県サッカー協会
- 4 主 管 山口県サッカー協会3種委員会
- 5 後 援 山口県
- 6 大会日程 令和 4 年 (2022 年) 2 月 ~ 令和 4 年 (2022 年) 9 月
 - (1) 県1部リーグ (予定)

지 I 마	<i>/</i> / () / ()	/	
1 節	2/5(土)	10 節	4/2(土)
2 節	2/11(金)	11 節	4/9(土)
3 節	2/13(目)	12 節	5/28(土)
4 節	2/19(土)	13 節	6/4(土)
5 節	3/5(土)	14 節	6/18(土)
6 節	3/12(土)	15 節	7/2(土)
7 節	3/19(土)	16 節	7/9(土)
8 節	3/21(月)	17 節	8/20(土)
9 節	3/26(土)	18 節	8/27(土)

(2) 県リーグ2部3部<前期>(予定)

1 節	2/5(土)	5 節	3/5(土)
2 節	2/11(金)	6 節	$3/12(\pm)$
3 節	2/13(目)	7 節	3/19(土)
4 節	2/19(土)		

(3) 県リーグ2部3部<後期> (予定)

1 節	5/28(土)	5 節	7/9(土)
2 節	6/4(土)	6 節	8/20(土)
3 節	6/18(土)	7 節	8/27(土)
4 節	7/2(土)		

(4)入れ替え戦

令和 4 年 11 月 19 日(土) · 20 日(日)(予定)

- 7 会 場 県内各会場
- 8 運 営 (1) 日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、各リーグの運営委員会 で決定する。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる事態が発生した場合は、「リーグ戦における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に則り、山口県3種委員会及び各リーグ運営委員等で協議し、決定する。
- 9 参加資格 (1)(公財)日本サッカー協会に第3種の正加盟または、準加盟登録を完了している チームとする。
 - (2)(1)のチームに登録され、2007年4月2日以降に生まれた選手であること。
 - (3)加盟登録したチームの選手が11名に満たない場合は、山口県3種委員長の承認を経て、合同チームの参加を認める。
 - (4)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内のチーム間であれば移籍手続きすることなく本大会に参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第 4

種年代とし、第3種およびそれ以上の年代の選手は適応対象外とする。

- (5)複数チーム参加する場合
 - ①上位リーグに登録する選手のうち、8 名をプロテクト選手として登録する。 プロテクト選手は下位リーグのチームには出場できない。その他の選手は両 リーグに参加することができる。
 - ②同じ日に上位リーグ、下位リーグが行われる場合、プロテクト以外の選手も、 どちらかのリーグにしか出場できない。
 - ③プロテクト選手は、メンバー表の1番~8番に記入し、氏名の欄の左端に「P」の記号に続いて氏名を記入すること。
 - ④セカンドチームはファーストチームが所属するリーグの直下リーグまで参加できる。(サードチームはセカンドチーム)なお、最下部リーグ(3部)は同一リーグの参加となる。その場合、それぞれのチームのみの登録となり、選手にプロテクトをかけることはできない。
- (6)参加チームは、監督と帯同審判員(有資格者)が必要である。(複数チームの場合 もチーム数分、監督と帯同審判員が必要)
- (7)年度をまたがるリーグの場合、後期だけでも参加することができる。

10 対戦方法

- (1)1部リーグ
 - ①前年度の結果により10チームで総当り2回戦のリーグ戦を実施する。
- (2)2部リーグ
 - ①前年度の結果により 16 チームでリーグ戦を実施する。A・B2 ブロックに分け、各8 チームで前期・後期総当たり1回戦のリーグ戦を行う。
 - ※前期参加チームは前年度の入れ替え戦結果によっては参加チームの増減がある。
 - ※Aブロックは東部・周南・県南地区、Bブロックは、県央・厚狭・西部地区とする。
- (3)3部リーグ
 - ①各地区で前期・後期総当たり1回戦のリーグ戦を行う。チーム数は原則として8チーム以下で実施する。

今年度より参加するチームは、3部から参入する。

また、参加チームが少ない地区は、実行委員会で調整し、新たに地区を編成する。(実行委員会は、各地区担当者6名、3種委員長・副委員長、クラブユース連盟事務局長、県中体連専門委員長、3種審判委員長、県技術員会3種育成担当者、県ユースダイレクターの13名で構成する。)

11 試合時間

試合時間は、80分(前後半各40分)とする。

ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで):原則 10 分間 ※2・3 部についても試合時間 80 分を原則とするが、参加チーム数により変更も ある。

12 順位決定 勝点は、勝者:3点、引き分け:1点、敗者:0点とする。ただし、勝点が同じ場合は、①得失点差②総得点③対戦チームの結果④抽選の順で順位を決定する。

13 入替

- (1) 年度途中
 - ①1部リーグは年度途中の入替は行わない。
 - ② 2 部は前期終了後、 $A \cdot B$ ブロック各 6 位~8 位 (下位 3 チーム) チームは自動降格し、 3 部リーグ各 1 位チームは自動昇格する。
- (2)リーグ終了後
 - ① 1 部リーグ 10 位は自動降格とする。
 - ②1部リーグ7位~9位チームの3チームと後期2部リーグA・Bブロック各上位1、2位(辞退チームを除く)の4チームで入替戦を行う。
 - ③2部A・Bブロック各6位~8位の6チームと、3部上位1位チーム(辞退チームを除く)の合計6チームはで入替戦を実施する。
- (3)入替
 - ①下位リーグのセカンドチームはトップチームが所属している上位リーグへ の自動昇格または入替戦に出場できない。

- ②上位リーグのトップチームが、セカンドチームが所属する下位リーグに降格した場合は、セカンチームは上位リーグへの自動昇格または入替戦に出場できない。
 - ※トップチームの降格により、トップチームがセカンドチームと同じリー がとなった場合、セカンドチームは下位リーグへ自動降格とする。 (3 部リーグの場合、同リーグ所属となる。)

(4) 入替戦

- ①期日: 令和4年11月19日(土)・20日(日)予定
- ②対戦:3種委員会による抽選にて決定する。
- ③その他:次年度のリーグ戦に参加する学年でチームを構成。

60 分ゲーム(延長 20 分、PK)を実施する。 運営は上位リーグのチームで実施する。

	2部A			2部B			
地 区	東部	周南	県南	県央	厚狭	西部	計
3部からの昇格数	1	1	1	1	1	1	6

※但し、3 部リーグで新たに地区を編成した場合は、2 部降格・2 部昇格のチーム数等も変更することがある。

- (5)諸事情により、運営上支障をきたす場合は、実行委員会で協議し、リーグ構成及び運営方法並びに入替を変更することがある。
- 14 競技規則 (1)(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
 - (2)各チームは、日本サッカー協会へ登録した選手全員の中から、試合前に20名エントリーし、最大9名の交代ができる。ただし、一度退いた競技者は再び出場できない。
 - (3) ベンチ入りできる人員は、最大14名とする。(役員5名、選手9名)
- 15 懲 罰 (1)本大会は、(公財)日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき本大会に係る懲 罰問題を処理するため、大会規律委員会を設置する。
 - (2) 大会規律委員会の委員長は(一社)山口県サッカー協会第3種委員長が兼任し、 規律委員会の委員人選については委員長に一任する。
 - (3)主審により退場を命じられた選手及び役員は、本大会の次の1試合を自動的に停止し、その後、(公財)日本サッカー協会「規約・規則」に従い、本大会規律委員会が懲罰を決定・適用する。
 - (4) 本大会で警告の累積が3回になった選手は、次の1試合の出場を停止する。
 - (5) 退場による出場停止は、県リーグで消化する。なお、県リーグで消化できない場合は、直近の県サッカー協会主催の大会で消化する。
 - (6)大会要項に記載にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会もしくは(一社)山口県サッカー協会第3種委員会において決定する。
- 16 参加申込 (1)1 部、2 部、3 部に参加する全てのチームは、(別紙)参加申込書を**令和3年12月** 23 日(木)必着にて、下記各地区担当者宛に送付(FAX 可) すること。
 - ①東部地区 〒740-0027 岩国市中津町 2-22-25

岩国市立川下中学校内 佐藤翔 太宛 TEL0827-21-5168 FAX0827-21-5169

②周南地区 〒745-0823 周南市周陽 3-3-1

周南市立周陽中学校内 山田祥吾宛

TEL0834-28-1348 FAX0834-28-1351

③県南地区 〒747-0834 防府市大字田島 719-2

防府市立華陽中学校 原 田 知 岳 宛

TEL0835-22-1049 FAX0835-22-4683

④県央地区 〒753-0851 山口市黒川 1231-1

山口市立平川中学校内 北村 貴史 宛

TEL083-924-7700 FAX083-924-7706

⑤厚狭地区 〒756-0817 山陽小野田市大字小野田 3923

山陽小野田市立竜王中学校

TEL0836-88-0198 FAX0836-88-4649

⑥西部地区 〒750-0074 下関市彦島本村町 2-8-1

下関市立玄洋中学校

田村 陸 宛

周 作

宛

棟 久

TEL083-266-3269 FAX083-266-3260

(2) 県リーグ参加費は、各部リーグ運営委員長に支払う。1 **部・**2 **部は前期・後期ごとに支払う**。

(※各リーグ運営委員長は運営委員会で決定する)

1部の参加費 前期 16,500円 後期 16,500円

2 部の参加費 前期 11,000 円 後期 11,000 円

3 部の参加費 前期 5,500 円 後期 5,500 円

※1 部・2 部の運営委員会は、令和 4 年 1 月 6 日 (木) 18:00 より小郡ふれあいセンターで実施する。1 部・2 部参加チームと地区担当者は、必ず参加すること。 3 部の運営については、地区担当者が調整する。また、後期の運営委員会はリーグごとに実施し令和 4 年 5 月 9 日 (月)以降に行い、5 月 28 日 (土)以降から後期が開始できるようにする。

17 ユニフォーム

- (1)ユニフォームは、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規定」によるものを用意し、異なる色彩のユニフォームを必ず携行する。
- (2) 審判と同色または類似の上着を用いることはできない。
- (3)本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ、及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (4)正・副の2色については明確に異なる色とする。
- (5)主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (6)主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
- (7) ソックスにテープまたはその他の素材のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (8)アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (9)アンダーシャツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色の者を着用する。

18 傷害補償

会場では応急処置のみ主催者の責任とする。参加者全員は、参加チームの主体のもとに傷害保険に加入しておく。

19 その他

- (1) 各チームの登録選手は、原則として J F A 発行の選手証を持参すること。ただ し写真貼付により、顔の認識ができるものであること。
 - ※選手証とは、JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧表を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを指す。画面での表示の場合はチームの責任において円滑に表示が行えること。
 - (2) 各リーグの運営は、運営委員長を中心とした運営委員会で行う。(各チームから 運営委員1名)
- (3) 運営委員会は、グランド借用、対戦表作成、審判割、プログラム作成、試合結果の集計、会計等の仕事を分担して行う。
- (4) 運営委員会で日程決定後の変更は認めないことを原則とする。(リーグ運営規程を参照)
- (5) リーグ戦は、令和4年9月25日(日)までに必ず終了すること。終了できない場合は、3種委員会で協議し終了時期の延期又は順位決定方法について決定する。
- (6)1 部リーグの上位8 チーム (セカンドチームを除く)、2 部リーグ後期 A・B ブロック各1位チーム(セカンドチームを除く。セカンドチームとの対戦成績を除いた順位)は高円宮杯 JFA第34回全日本ユース(U-15)サッカー選手権大会山口県大会へ出場する権利と義務を有する。